

新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市犯罪被害者等支援条例（令和4年新潟市条例第30号。以下「条例」という。）第19条第2項の規定による貸付け（以下「貸付け」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 身体的な負傷又は疾病の場合 療養期間が1月以上で、かつ、入院期間が3日以上と医師に診断されたもの
 - イ 精神疾患の場合 療養期間が1月以上で、かつ、労務に服することができない期間が3日以上と医師に診断されたもの
- (3) 犯罪被害者 犯罪行為により死亡した者及び重傷病を負った者をいう。
- (4) パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係 市が別に定める関係で、それぞれの関係について地方公共団体からパートナーシップ宣誓書受領書その他の書面により証明を受けたものをいう。

(遺族の範囲)

第3条 貸付けを受けることができる犯罪被害者の遺族は、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と次の各号のいずれかの関係にある者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

- (2) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (3) パートナーシップの関係（市が別に定める関係をいう。以下同じ。）にある者
- (4) 子（縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）
- (5) 父母（縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）
- (6) 孫
- (7) 祖父母
- (8) 兄弟姉妹
- (9) パートナーシップ関係又はファミリーシップ関係にある者
(貸付けを受けることができる者)

第4条 貸付けを受けることができる者は、次に定める者であって第7条第1項の規定による申請を行う時において市内居住者（未成年者を除き、本市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されずに本市に居住している者をいう。第7条において同じ。）であるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

- ア 犯罪行為（当該犯罪行為の事実が警察等関係機関への照会により確認することができるものに限る。イにおいて同じ。）により死亡した犯罪被害者の遺族

- イ 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者

- (2) 法第4条の規定により犯罪被害者等給付金の支給を受けることができる者であるときは、公安委員会に犯罪被害者等給付金の支援にかかる裁定の申請をし、又はしようとするもの

2 市長は、同一の犯罪行為による被害につき、既に貸付けを行ったとき、又は他に貸付けを行った者がいるときは、重ねて貸付けを行わないものとする。

(貸付金の限度額)

第5条 貸付金の額は、一の犯罪行為による被害につき、1万円を単位として、50万円を限度とする。

(貸付けの条件等)

第6条 貸付けの条件は、次に定めるところによる。

(1) 貸付利息 無利子

(2) 償還期間 貸付を行った日の属する月の翌月から起算して6月の据置期間経過後、50月以内

2 市長は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）がやむを得ない理由により貸付金の償還が困難となったと認められる場合は、償還の期限を延長することができる。

(貸付けの申請)

第7条 貸付けの申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金借入申請書に、別記様式第2号に規定する犯罪被害申告書のほか、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

申請者	添付書類
遺族	(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が申請を行う時において、市内居住者であることを証する書類 (2) 戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類 (3) 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類 (4) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情であった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類

	<p>(5) 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係にあった者であるときは、第2条第4号に規定する書面</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
犯罪被害者	<p>(1) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が申請する時において、市内居住者であることを証する書類</p> <p>(2) 犯罪行為による負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医師の診断書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>

2 前項の添付書類は、市長がその提出を不要と認める場合は、これを省略することができる。

3 市長は、貸付けに必要な条件等に関し、インターネットの利用その他の方法により周知に努めるとともに、申請者に対し貸付けに必要な指導又は助言を行うものとする。

(貸付けの申請期限)

第8条 前条の申請は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる期限までに行わなければならない。

(1) 犯罪被害者 犯罪行為が発生した日から1年

(2) 犯罪被害者の遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した日から1年

2 前項の申請期限までに申請を行わなかった場合において、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により申請ができなかったときは、その理由がなくなった日から6月以内に限り、これを行うことができる。

(貸付けの決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、貸付けの適否を決定し、別記様式第3号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金にかかる

審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(貸付金の貸付け)

第10条 前条に規定する通知により貸付けの決定を受けた者は、別記様式第4号に規定する新潟市犯罪被害者等貸付金借用書を市長に提出して、貸付けを受けるものとする。

(貸付けの制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、貸付けをしないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は申請者と加害者の間に親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係にある者及びパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係ある者を含む。）があったとき。

(2) 犯罪被害者又は申請者が、犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は申請者にも、その責に帰すべき行為があったとき。

(3) 犯罪被害者又は申請者が、新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に定める暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）並びに同条第2号に定める暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。

(4) 犯罪被害者又は申請者が、同一の犯罪行為による被害につき、他の地方公共団体からこの貸付けと同種の貸付金を受けたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、貸付けをすることが社会通念上適切でない認められるとき。

(貸付けの取消し)

第12条 市長は、第9条の規定による貸付けの決定後、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該貸付けを取り消すことができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

(3) その他市長が貸付けを不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行う場合は、別記様式第5号に規定する新潟市犯罪被害人等貸付金取消通知書により申請者に通知するものとする。

(貸付金の返還)

第13条 市長は、前条の規定による取消しを行ったときは、借受人に直ちに貸付金の全部について返還を命ずるものとする。

(償還方法の変更)

第14条 借受人は、償還方法の変更を希望する場合は、別記様式第6号に規定する新潟市犯罪被害人等貸付金償還方法変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに審査の上、償還方法の変更の適否を決定し、別記様式第7号に規定する新潟市犯罪被害人等貸付金償還方法変更にかかる審査結果通知書により借受人に通知するものとする。

(借受人に関する事項の変更の届出)

第15条 借受人は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、別記様式第8号に規定する新潟市犯罪被害人等貸付金借入申込事項変更届出書により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 電話番号

(4) 世帯構成

(5) 勤務先

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、令和4年4月1日以後に発生した犯罪行為について適用する。

附 則 (令和7年新潟市規則第43号)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、令和6年4月1日以後に発生した犯罪行為に係る貸付けの申請から適用する。

新潟市犯罪被害者等貸付金借入申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

ふりがな
申請者氏名 _____

新潟市犯罪被害者等貸付金の貸付けを受けたいので、新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

申 込 金 額	万円	希望する 償還方法	年 月 日から 年 月 日までの間 に、毎月 日限り金 円 ずつ（ 回払い）	
借 入 理 由				
被害者	犯罪被害申告書（別記第2号様式）のとおり			
申 請 者	住 所			
	電話番号			
	生年月日	年 月 日	被害者との続柄	
	勤務先 名 称		所 在 地	
	電話番号		月 収	円
申 請 者 の 世 帯 の 状 況	氏 名	生年月日	続 柄	月 収
		年 月 日		円
		年 月 日		円
		年 月 日		円

- 貸付けに関する確認事項
- 犯罪行為が行われた時、犯罪被害者と加害者、又は、申請者と加害者は、親族関係（事実上の婚姻又は養子縁組関係にある者及びパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係にある者を含む。）にありません。
 - 当該犯罪行為において、犯罪被害者又は申請者の責めに帰すべき行為（犯罪行為を誘発したなど）はありません。

（遺族が申請を行うとき）

- 貸付けを受けることができる他の遺族との調整が必要となる場合は、申請者の責任において解決します。

○ 暴力団排除の誓約

- 犯罪被害者又は申請者は、新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 3 号に定める暴力団員及び同条第 2 号に定める暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

○ 貸付金の返還

- 資金の貸付け後に、新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則第 12 条（貸付けの取消し）の規定により取消しを受けた場合、同規則第 13 条の規定に基づき、貸付金を直ちに返還することに同意します。

上記申請内容に間違いありません。

申請者 氏名

（署名）

添付書類 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の申請者が、申請を行う時において、市内居住者であることを証する書類

【遺族が申請を行うとき】

- 戸籍の謄本、抄本その他の申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を証する書類
- 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類
- 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者と事実上婚姻又は 養子縁組関係と同様の事情であった者であるときは、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書その他のその事実を認めることができる書類
- 申請者が、犯罪被害者が死亡した時において、犯罪被害者とパートナーシップの関係又はファミリーシップの関係にあった者であるときは、パートナーシップの関係又はファミリーシップの関係を認めることができる書類

【犯罪被害者が申請を行うとき】

- 犯罪行為による負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医師の診断書

犯 罪 被 害 申 告 書

1 犯罪被害者（犯罪行為が発生した当時）

住 所：

職 業（勤務先）：

氏 名：

生年月日： 年 月 日生（ 歳）

2 犯罪行為の内容

罪名（不明の場合は記載不要）：

日 時： 年 月 日 時 分

場 所：

受けた犯罪行為の内容（警察に届け出た内容等）

[

3 事件捜査担当警察署等

都道府県

警察署・高速道路交通警察隊

4 情報提供同意

資金の貸付けに必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、新潟市が調査することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）住 所 新潟市 区

氏 名 (署名)

代理申告者 住 所

(代理申請者) 氏 名 (署名)

申告者（申請者）との関係

※申告者がやむを得ない理由により署名できない場合のみ記載

新潟市犯罪被害者等貸付金借用書

年 月 日

（宛先）新潟市長

借用金額 _____ 円

上記の金額を次の借入条件及び特約条項を承諾の上、借用します。
については、新潟市犯罪被害者等支援条例及び新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則の条項を守り、次のとおり償還します。

借入条件

- 1 償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 償還方法 年 月 日から 年 月 日までの 月間に、
毎月 日限り金 円ずつ 回払い
- 3 振込先口座
金融機関・本支店名
種別
口座番号
口座名義人

(借受人)

住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____ 印

特 約 条 項

- 1 借受人は、次の各号のいずれかの事項に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は住所等借用書に記載した事項に変更を生じたとき。
 - (2) 借受人が死亡したとき。
 - (3) 借受人が破産手続開始の決定又は強制執行、仮押え若しくは仮処分を受けたとき。

- 2 借受人は、次のいずれかに該当し貸付けの取消しを受けたときは、貸付金の全部を返還しなければならない。
 - (1) 当該死亡又は重傷病の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は申請を行う者と加害者の間に親族関係があったとき。
 - (2) 犯罪被害者又は申請を行う者が、犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による死亡又は重傷病につき、犯罪被害者又は申請を行う者にも、その責に帰すべき行為があったとき。
 - (3) 犯罪被害者又は申請を行う者が、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。
 - (4) 犯罪被害者と加害者との関係その他の事情から判断して、貸付けをすることが社会通念上適切でない認められるとき。
 - (5) 偽りその他不正の手段により貸付けを受けたと認められるとき。
 - (6) その他市長が貸付けを不相当と認めたとき。

- 3 借受人は、この借入金の一部又は全部を繰上償還することができる。

- 4 市長は、この借入金の償還が滞ったときは、借入金の回収に関し必要な範囲で、借受人の預貯金、有価証券その他の財産に関する情報について関係機関への照会を行うことができる。

- 5 この契約に関し本市と借受人との間で調停又は訴訟の必要が生じたときは、本市の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 号

年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市犯罪被害者等貸付金取消通知書

年 月 日付けで通知した新潟市犯罪被害者等貸付金について、新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則第12条第1項の規定に基づき、貸付けを取消したので、下記のとおり通知します。

記

1 取消対象者氏名

2 取消対象貸付金額 金 円

3 取消事由

(1) 規則第12条第1項第1号に該当したため（規則第11条第 号に該当）

(2) 規則第12条第1項第2号に該当したため

4 備考

(教示)

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として新潟地方裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。

新潟市犯罪被害者等貸付金償還方法変更申請書

借受人氏名		借入金額	金	円	借入年月日	年 月 日
現償還方法	年 月 日から 年 月 日までの 月間 毎月 日限り金 円ずつ 回払い					
既償還額	合計金 円					
未償還額	合計金 円					
希望する償還方法	<input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日までの 月間 毎月 日限り金 円ずつ 回払い <input type="checkbox"/> その他の方法 ()					
申請理由						

上記のとおり、償還方法の変更を申請します。

年 月 日

(宛先) 新潟市長

(借受人)

住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____

電話番号 _____

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市犯罪被害者等貸付金償還方法変更にかかる審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市犯罪被害者等貸付金の償還方法の変更について、下記のとおり決定しましたので、新潟市犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付けに関する規則第14条第2項の規定により通知します。

記

1 償還方法を次とおり変更します

(1) 現行の償還方法

貸付年月日	年	月	日				
貸付金額	金		円				
未償還金額	金		円				
償還方法	年	月	日から	年	月	日までの	月間
	毎月金		円ずつ			回払い	

(2) 変更後の償還方法

償還方法	年	月	日から	年	月	日までの	月間
	毎月金		円ずつ			回払い	

2 償還方法を変更できません

(理由)

(教示)

- この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として新潟地方裁判所に当該決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、提起することができます。

新潟市犯罪被害者等貸付金借入申込事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

私は、新潟市犯罪被害者等貸付金を借用中のところ、年 月 日付けで以下のとおり変更が生じたので、届け出ます。

(借受人)

住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____

電話番号 _____

借受人氏名		借用年月日	年 月 日
借 用 金 額	合計金 円	償 還 期 間	年 月 日 まで
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 氏 名 <input type="checkbox"/> 住 所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 世帯構成 <input type="checkbox"/> 勤 務 先 <input type="checkbox"/> そ の 他		
内 容	変更前		
	変更後		
備 考			